

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	三条市 長岡市 小千谷市 魚沼市(代表) 南魚沼市 十日町市

## 信濃川水系カワウ被害広域防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 魚沼市産業経済部農政課(代表)  
所在地 新潟県魚沼市小出島910番地  
電話番号 025-793-7647  
FAX番号 025-793-1016  
メールアドレス nousei@city.uonuma.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カワウ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	三条市、長岡市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、十日町市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害金額（令和3年度）
カワウ	アユ、ウグイ等、 漁業権対象魚種	43,541 千円

(2) 被害の傾向

<p>○三条市</p> <p>市内の五十嵐川及び信濃川における営巣地の確認はないが、五十嵐川で頻繁にカワウが目撃されている。燕市中ノロ川の営巣地が伐採によってなくなり、新たに燕市渡部地区に営巣地が確認されている。</p> <p>○長岡市</p> <p>春から秋にかけて、アユやウグイ、コイ、フナ等の食害が毎年発生。</p> <p>○小千谷市</p> <p>近年、周辺地域からの流入によりカワウの生息数が増加し、信濃川において淡水魚に被害が出ている。市内信濃川下流域では、カワウのねぐらやコロニーとなり得る場所があることから、今後の生息域の動向について情報収集を行う。</p> <p>○魚沼市</p> <p>放流魚や淡水魚などの食害がある。猟銃による捕獲を実施しているが、飛翔能力が高いため個体数を大幅に減少させることが困難な状況もあり、広域的な取組が求められている。</p> <p>○南魚沼市</p> <p>夏に市内の河川等で、川魚などへの食害があり、被害は減少傾向である。</p> <p>○十日町市</p> <p>カワウに関しては、鯉やアユ等の被害が確認されている。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	被害の軽減目標		
	品目	現状値（令和3年度）	目標値（令和6年度）
		被害金額	被害金額
カワウ	アユ、ウグイ等、 漁業権対象魚種	43,541千円	37,592千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害捕獲の実施。</li> <li>繁殖地での個体群管理（ひな撃ち）の実施。</li> <li>テープ張りによる新規ねぐらの除去。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関及び近隣市町村との連携。</li> <li>実施隊員、猟友会員の高齢化・減少に対応した担い手確保。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロケット花火等による追払いの実施。</li> <li>実施隊員等による漁場の巡回の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関及び近隣市町村との情報共有。</li> <li>実施隊員、猟友会員の高齢化・減少に対応した担い手確保。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドローンを活用したカワウ被害対策に関する技術研修の実施。</li> <li>個体数管理手法に関する研修の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施隊員や漁協組合員等の末端までの知識普及。</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

<p>三条市 長岡市 小千谷市 魚沼市 南魚沼市 十日町市</p>	<p>○広域協議会では、水系全体の被害軽減を目的に、個体群管理を中心とした被害対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定着コロニーの管理 ひな鳥の捕獲やドライアイスを用いた繁殖抑制により、個体数の減少を図る。また、営巣場所の拡大防止を図る。</li> <li>新規コロニー及びねぐらの管理 新たなコロニーやねぐらが発見された場合は、テープ張り等を実施して早期に除去し、被害発生場所の拡大を防止する。</li> <li>個体群管理等、カワウの被害対策に関する研修会を開催し、対象地域内での技術普及を図る。</li> <li>各漁協が実施している飛来数調査の情報を集約、地図化して共有することで、新たなコロニーやねぐらの早期発見につなげ、効果的な被害対策を図る。</li> </ul> <p>○各市協議会や漁協では、各漁場に飛来したカワウに対し、ロケット花火や銃器などを用いた被害防除活動を実施するとともに、必要に応じて駆除を行う。</p>
---	--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

カワウ	実施隊による銃器での有害捕獲
-----	----------------

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	カワウ	有害捕獲活動等を6市の実施隊で行うことで、有害捕獲技術を普及させ、担い手の育成を図る。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
カワウ	十日町市小根岸のコロニーで中魚沼漁協と猟友会が連携し、平成30年度に213羽、令和元年度に300羽、令和2年度に181羽のひな撃ちを実施しており、今後も捕獲数を維持する。 また、新潟県カワウ管理計画（平成30年3月策定）及び信濃川水系カワウ対策検討会での検討を踏まえ、必要に応じて捕獲数の見直しを行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等			捕獲方法等
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
カワウ	200羽	200羽	200羽	・実施隊による銃器を使用した有害捕獲

捕獲等の取組内容
主に営巣時期にあわせて銃器による有害捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 年度	令和 年度	令和 年度
—	—	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
—	—	—

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	カワウ	コロニーでの枝打ちによる営巣適地の拡大防止

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
—	—

(2) 緊急時の連絡体制

—
---

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設で焼却する他、必要に応じて調査サンプルとする。
--------------------------------

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

—
---

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	信濃川水系カワウ被害対策広域協議会
構成機関の名称	役割
五十嵐川漁業協同組合 刈谷田川漁業協同組合 魚沼漁業協同組合 中魚沼漁業協同組合	被害状況の把握及び対策の実施
三条市 長岡市 小千谷市 魚沼市（代表） 南魚沼市 十日町市	協議会の連絡調整・関係部署との連絡調整 被害対策の実施（鳥獣被害対策実施隊）
一般社団法人新潟県猟友会	被害対策の実施
新潟県内水面漁業協同組合連合会	協議会の連絡調整・関係部署との連絡調整
新潟県農林水産部水産課	協議会の連絡調整・関係部署との連絡調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新潟県内水面水産試験場	内水面水産資源に関する助言等
長岡技術科学大学 山本麻希	有害捕獲等の実施に関する助言等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

三条市鳥獣被害対策実施隊	平成26年4月	設置
長岡市鳥獣被害対策実施隊	平成28年4月	設置
小千谷市鳥獣被害対策実施隊	平成28年4月	設置
魚沼市鳥獣被害対策実施隊	平成26年4月	設置
南魚沼市鳥獣被害対策実施隊	平成26年4月	設置
十日町市鳥獣被害対策実施隊	平成25年10月	設置

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害捕獲活動等を6市の実施隊で行うことで、有害捕獲技術を普及させ、担い手の育成を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

信濃川水系カワウ対策会議等で、河川管理者等の関係者とも飛来情報を共有し、新たなコロニーやねぐらの早期発見に努める。

## 1 1 . 連絡先一覧

### 三条市

担当部署名：経済部農林課  
所在地：三条市旭町二丁目3番1号  
電話番号：0256-34-5652  
FAX 番号：0256-33-7250  
メールアドレス：nourin@city.sanjo.niigata.jp

### 長岡市

担当部署名：農林水産部鳥獣被害対策課  
所在地：長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センター5階  
電話番号：0258-39-2348  
FAX 番号：0258-39-2284  
メールアドレス：[choju@city.nagaoka.lg.jp](mailto:choju@city.nagaoka.lg.jp)

### 小千谷市

担当部署名：農林課  
所在地：小千谷市城内2丁目7番5号  
電話番号：0258-83-3510  
FAX 番号：0258-83-2789  
メールアドレス：nourin@city.ojiya.niigata.jp

### 南魚沼市

担当部署名：産業振興部 農林課 農業振興係  
所在地：南魚沼市六日町180-1  
電話番号：025-773-6663  
FAX 番号：025-773-6710  
メールアドレス：nougyou@city.minamiuonuma.lg.jp

### 魚沼市（代表）

担当部署名：産業経済部農政課  
所在地：新潟県魚沼市小出島910番地  
電話番号：025-793-7647  
FAX 番号：025-792-1016  
メールアドレス：[nosei@city.uonuma.lg.jp](mailto:nosei@city.uonuma.lg.jp)

### 十日町市

担当部署名：産業観光部農林課  
所在地：新潟県十日町市千歳町3丁目3番地  
電話番号：025-757-3111  
FAX 番号：025-752-4635  
メールアドレス：[t-norin@city.tokamachi.lg.jp](mailto:t-norin@city.tokamachi.lg.jp)